

P1. 在日韓人 北韓送還及び韓・日両国
抑留者 相互釈放 関係綴り、1955—60
(V.3、在日韓人 北韓送還 1959.9—60.1)

分類番号 723.1 JA
登録番号 767

P2. 索引目録

分類番号	登録番号	生産課	生産年度	フィルム番号	ファイル番号	フレーム番号
723.1 JA	767	ア州課	1960	主題 番号		始まり 終り
北 1955—60 V.3				C1— 0010	03	0001～ 0473

機能名称： 在日韓人北韓送還及び両国抑留者相互釈放関係綴り、1955—60
全 9 巻 (在日韓人 北韓送還 1959.9—60.2)

一連番号 内 容 頁

P3. 分類番号 723.1 JA 登録番号 767 保存期間 永久

北 1955—60 V.3

機能名称 在日韓人北韓送還及び韓日両国抑留者相互釈放
関係綴り、1955—60 全 9 巻
(在日韓人北韓送還 1959.9—60.2)

生産課 ア州課 生産年度 1960

V.3 在日韓人 北韓送還 1959.9—60.2

- * 1959.1.30 藤山外相北送追放原則発表。韓日会談決裂
- 2.13 同原則日本閣議通過
- 4.13 日赤—北赤直接協商開始(Geneva)
- 6.30 対日貿易全面禁止
- 7.30 韓国、韓日会談無条件再開及び抑留者相互釈放提議
- 8.12 韓日会談再開
- 8.13 日赤—北赤在日韓人北送協定調印(カルカッタ協定)
- 8.26 第 13 次韓日会談本会議(法的地位委員会討議事項合議)
- 9.3 日赤北送案内書発表
- 12.14 第 1 次北送開始

*北送阻止のための Geneva 代表部の活動関係は V.4 を見なさい。

P4.5. 英文

P6. 外務部

4292 年(1959 年)9 月 8 日

景武台
朴賛一秘書官 貴下

在日韓人の法的地位問題に関して別添のように指示し、これに沿って交渉を進行させることが可なのか閣下の裁可を督して回示なさっていただくことを敬望するものです。

外務部次官
金 東祚

P7.

外務部
ソウル

文書番号：外政(ア)1990 日時：9月10日

発信者：外務部長官

受信者：第4次韓日会談 許政首席代表

件名：在日韓人の法的地位問題に関するわが側立場に関する件

頭の件、在日韓人の法的地位問題に関しては、別添わが側立場に沿って日本側と交渉なさるよう、ここに指示するものです。

別添：在日韓人の法的地位問題に関するわが側立場

以上

P8-14.

英文

10-13 は帰還協定の英文全文

P15.

大韓民国

外務部長官
大統領

檀紀 4292 年(1959 年)9 月 18 日

長官 代④

次官 ④

兪鎮午 代表 ④

張暲根 代表 ④

政務局長 ④ ア州課長 ④

件名：韓日会談で提示する在日韓人問題を解決するための
わが側協定草案に関する件

頭の件、韓日会談で在日韓人の問題を解決するために、4292 年(1959 年)9 月 10 日別添 2 のような政府訓令が代表団に発送されたことがあるが、この訓令にある原則を施行するにおいて、わが側が提示する協定草案に関して、許政首席代表から 4292 年(1959 年)9 月 11 日付で政府に建議して来た案を研究検討した結果、これに修正を加え、別添 1 と共に代表団に訓令しようと思うので裁可し主心して欲しいと望むものである。

別添：1. 代表団に対する訓令案

2. 4292 年(1959 年)9 月 10 日付政府訓令写本

P16.

外務部
ソウル

発信者：外務部長官

受信者：許政 韓日会談 首席代表

件名：在日韓人の法的地位問題に関する
わが側協定草案に関する件

頭の件に関して政府は、先般代表団が建議したものに修正を加えて、別添のようにわが政府の立場を確定したので、これに沿って日本側と交渉なさるように望み、この交渉においては下記各項を留意なさることを願います。

記

1. 代表団の建議案に含まれている、在日韓人が大韓民国の国民であることを確認する条項に対して、政府の見解としては現在韓日両国政府が、在日韓人問題全般に関する協定締結のために交渉を進行している事実を照らして、これは余りにも当然な事実なので、これを協定草案で成文化させる必要がないことなので、本草案では削除したのだが、わが代表団が本草案を日本側に提示する時には口頭でこの事実を明かし、また本協定が調印される段階に至った時は、本協定とは別途の適当な方法によって、この事実を相互確認することが必要だということを同時に明かさなくてはならないものである。
2. **4292年(1959年)9月10日付外政(ア)第1990号訓令第3項及びRemarks**は本協定草案の内容に沿って修正されなければならないものなので、即ち日本に居住し続けようとする在日韓人の地位は、既に見た協定草案に規定されているので、ただ第3の問題即ち大韓民国に帰還もせず、日本にも残留しようとしぬ者の問題だけが、本協定発効後に初めて討議処理されなければならないが、これと併行して本協定に含まれている題 **Arrangements** のための交渉が開始されなければならないのである。

P17. 在日韓人の法的地位協定草案の英文

P21. 外務部
ソウル

文書番号：外政(ア)第1990号 日時：4292年(1959年)9月10日
発信者：外務部長官
受信者：第4次韓日会談 許政首席代表
件名：在日韓人の法的地位問題に関するわが側立場に関する件

頭の件、在日韓人の法的地位問題に関しては、別添わが側立場に沿って日本側と交渉なさるよう、ここに指示するものです。

別添：在日韓人の法的地位問題に関するわが側立場

P18-20 英文

P27. 外務部

外政(ア)第2083号

檀紀4292年(1959年)9月30日

外務部次官

外務部長官 貴下

件名：在日韓人北送計画及び韓日会談の最近の進展状況に関する資料送付の件

頭の件、在日韓人北送計画及び韓日会談の最近の進展状況に関して、別添のよう
に報告資料を送付するので査取なさり願います。

別添 1：在日韓人北送計画の最近の進展状況

別添 2：韓日会談の最近の進展状況

P28. 別添 1

4292 年(1959 年)9 月 30 日

日本政府の在日韓人北送計画の最近の進展状況に関して

8 月 13 日カルカッタで調印された、いわゆる「在日韓人北送に関する協定」を
施行するために作成した「北送案内書」に沿って、9 月 21 日から日本は北送を望む
という在日韓人から、いわゆる送還申請を受け付け始めた。しかし当初から、わが
愛国同志たちの決死的な反対闘争と、幾つかの案内書規定に対する総(原文は朝)連
側の強硬な反対のせいで申請受付はほとんど進展が見られないでいる。北送計画の
最近の進展状況は次の通りだ。

(1) 北送申請者

北韓系総連のいわゆる「送還案内書」修正要求のせいで、申請受付はごく散
漫で、9 月 21 日受付が始まった以後 25 日まで、5 日間で手続きを完了した者は
未確認情報によると日本全国を通して 155 名に過ぎない。このような緩慢な状態
は総連の案内書内容に対する反対に起因するものと見られるので、今後の事態に
対して楽観だけはできない。

(2) 民団側の動向

送還申請の初日である 9 月 21 日、民団系在日韓人約 2,000 名は日比谷公園
野外音楽堂に群がって北送反対決起大会を開き、その後これらは市街行進に入っ
たが、その内 5 名の代表たちはジュノーの日赤副社長葛西を訪問した。そして 40
名の民団デモ者たちは断食闘争に入ったが、彼らの数は 9 月 25 日現在で 52 名に
増加した。25 日午前 11 時民団中央総団長及び同議長らは 400 名の団員と断食デ
モをする 52 名の内、20 名と日赤本社に入り、制止する日本の警察を振り払い同
社屋内部に入り、断食デモ者たちは同社屋内部に入り寝転がって北送反対を叫び、
日赤葛西副社長、国赤

P29.

レナ団長と面接し、北送反対の意を伝えたが、葛西副社長は民団の意を政府に伝
え、その結果を 26 日民団鄭団長に回答するとしたので、同午後 2 時頃に一旦退
去した。また断食デモは日本政府や日赤が傍観的態度を取っているだけで、彼ら
の惨状は極度に達したので、これを見かねて駐日柳泰夏大使は 26 日、断食を一
旦中止することを丁寧に要請したので、断食は一旦 26 日で中断した。この内、6
名は病院に入院した。日赤副社長葛西は 26 日民団に対して、前記した民団の意
思を日赤当局に伝えたとだけ回答した。

一方、9 月 24 日愛媛県民団団長が約 40 名の朝総連系暴徒たちによって襲撃
されたが、共産傀儡たちはことが思い通りに進まないで、遂に暴力行為を敢行
することで彼らの政治的野望を達成しようという意図を露呈させた。

(3) 朝総連の動向(案内書の撤回要求)

朝総連系韓人たちは初日から、案内書の修正要求を掲げて闘争を続けながら
送還申請を拒否しているが、これらの修正要求の問題点は、(1)送還者が新潟に輸
送される途中においての外部との面会及び新潟センターでの外出禁止の撤回、(2)

新潟センターでの自由意志の再確認の撤回、(3) 新潟へ行く途中においての傀儡旗禁止の撤回などだ。

これに先立って朝総連側は、16歳以下の北送希望者の受付口への直接出頭及び申請書内の本籍地の記載などを反対し、この撤回を要求したが、日赤はこのような政治的要求を受諾(9月18日)することで日赤の不当な政治的意図を露呈した。

P30. 上記したような案内書修正を要求するにおいて総連側は
いわゆる帰国協力会日朝協会などの協調を得ているが、これら協会の日本人幹部たちは9月22日ジュノー氏を訪問し、案内書修正要求を提出したのを始め共産傀儡に同調する動きをみせ続けている。

9月24日駐日代表部からの報告によると、総連系は案内書の条項にそれほどこだわることなく登録を始めようという穏健派と、最後まで修正を要求する強硬派に二分されているという。またこれら共産分子たちは10月2日を期して、大々的な抗議デモを計画しているという。

(4) 日本側の動向

日赤は総連の要求にだんだん譲歩する勢いを見せており、前述したように今までも16歳以下の北送希望者の受付口へ直接出頭する必要がなく、申請書には本籍地を記入する必要がないという要旨の譲歩をしたことがあるが、今度の3個条項に達する案内書修正要求にも、外信が伝えるところによると、譲歩する勢いを見せているという。日本政府はこのような修正に反対しているという公式態度を数次表明したことがあるが、26日東京からの報道によれば、日赤葛西副社長と日本政府官房長官椎名は25日会合した結果、いわゆる案内書の修正をしないと決定したというが、これは自民党の有力者である石井松次郎、船田中らの強力な説得の結果といい、日本はいわゆる案内書の内容は修正しないで、その代わりにこれを融通性を持って解釈運営することで、総連系にある程度迎合する可能がないとは言えないようだ。

(5) 9月24日日本政府は、第二次大戦後密入国した韓人も北送の範疇に含ませると決定したと外信報道は伝えているが、万一これが事実だとしたら、これは1957年12月31日付協定と、去る7月

P31. 30日付わが側が提案した抑留者相互釈放交渉が現在進行中であるという事実を照らして、もうひとつの重大な背信行為である。

(6) 外務部が取った措置

イ、総連側がいわゆる「案内書」修正要求を掲げて登録を拒否しているこの際に、あらゆる手段を尽くして北送計画を阻止するように駐日大使に指示した。(付録1参照)

ロ、送還案内書の修正に関して駐米、駐英、駐独、駐仏大使にそれぞれ指示して、駐在国の赤十字社と接触し、日本側が「案内書」の内容を修正しないように協力して欲しいと要請することを指示した。(付録2)

ハ、大韓赤十字社総裁は国赤総裁に電文を発送し、日本のいわゆる案内書の内容の修正をしないように協力してくれることを要請した。(付録3)

ニ、在日愛国同志たちの断食デモ及び愛媛県民団団長の襲撃事件に関して、大韓赤十字社総裁は国赤総裁に電文を発送し、これら愛国同胞の惨状に関心を持つよう日本政府にそそのかすことを要請。(付録4)

ホ、現在アテネで開催されている赤十字社連盟会議に出席している金溶植公使に指示して、北送計画に対する同会議の関心を喚起させること。(付録5)

P32-37

英文

P38. 別添 2

檀紀 4292 年(1959 年)9 月 30 日

最近の韓日会談の進展状況に関して

- (1) 9 月 11 日韓日会談韓国代表団は在日韓人に関する問題に対して、韓国と日本間に締結される協定案に関して建議して来た。この建議案は未だ検討中であるが、兪鎮午、張暲根両代表と協議した後、この問題に関する本部の意見を景武台に具申した。
- (2) 駐日代表部は 9 月 19 日に開かれる予定だった法的地位委員会が 9 月 26 日に延期されたと報告して来たが、本部は代表団に公式にまたは非公式にしょっちゅう日本代表団と会い、在日韓人問題に対する日本政府の立場を探知することを指示した。(付録 1)
- (3) 第 19 次在日韓人法的地位委員会に関して本部は、日本の意図と考えていることを探知し続けることを代表団に指示した。(付録 2)
- (4) 在日韓人法的地位委員会第 19 次会議は 9 月 26 日に開かれたがこの会議でわが側は、在日韓人問題に関するわが側の全般的見解に対する日本側の答弁を要求した。しかし日本はこれに対する答を避けながら、全般的な抽象的見解は無意味だという口実で、各問題をひとつひとつ討議することを提議し、また「補償」に関する討議を回避しようと試みた。閉会直前に日本側は、9 月 30 日に開かれる在日韓人の国籍問題に関する日本の見解を述べるだろうと言った。(付録 3)
- (5) 9 月 28 日張暲根代表と池鉄根、黄壽永両委員は東京に向かって出発した。
- (6) 9 月 29 日柳大使は日本外務省伊関アジア局長と会談し、在日韓人問題に関する全般的な見解を交換したが、同会談は順調に進行し、9 月 30 日に予定されていた次の会議は兪鎮午代表が帰任する時まで延期することで決定を見た。また日本側は平和ライン及び漁労分科委員会を 10 月 8 日以後に開くことを望んでいるので、同日以後にはすべての委員会が開かれるものと思われる。(付録 4)
- (7) 9 月 30 日 3 人の警察官が、抑留者相互送還に備えて大村収容所に収容されている在日韓人を審査しようと東京に向かった。
- (8) 兪鎮午代表と李相徳委員(請求権委員会)は 10 月 2 日東京に出発する予定だ。

P39.

P40.

外務部

発信電報

ORD

番号 MT-1011

日時 2.9:50

駐日代表部

陳弼植 参事官貴下

来る 10 月 2 日出発する予定だった韓日会談代表兪鎮午氏と同委員李相徳氏は個人の事情によってその予定を変更し、後日出発予定なのでそうご存じ願ひ出発日程が決定し次第すぐにお知らせいたします。

政務局長 ㊟

P41. 42 英文

P43. 外政(ア)第 2091 号

檀紀 4292 年(1959 年)10 月 5 日
外務部長官

大韓赤十字社総裁 貴下

件名： 事務協調依頼の件

頭の件、当部は在日韓人問題をはじめとする諸般問題のせいで貴赤十字社と頻繁に連絡を取って来たものであるが、今後もこのような連絡が継続的に必要なものと考えられるので、両者間の事務連絡を迅速に効果的にするために、貴赤十字社の幹部の内で適当な人を選定なさり、両者間の連絡事務を担当されるのを望み、選定なさった後その連絡官の姓名を通知していただけるように願います。

P44-51 英文

P52. 外務部長官

日時 10 月 8 日午後 6 時 25 分

崔 次官

今日午前中(11 時から 12 時まで)に閣下に報告あげる件、訓令案は如何にするのか？ (4292 年(1959 年)9 月 18 日韓日会談で提示する在日韓人問題を解決するためのわが側協定草案に関する件)

朴秘書官、そのコピーをひとつ送って貰い、そのまま進行させるようなさるのを望みます。

崔次官、それでも原案を降ろして送って下さるようなさるよう願います。

朴秘書官、構いません。そのまま進行させてみて下さい。

P53. 大韓赤十字社

韓赤第 200 号
檀紀 4292 年(1959 年)10 月 8 日

大韓赤十字社
総裁 孫昌煥

外務部長官 貴下

事務連絡職員決定の件

10 月 5 日付外政(ア)第 2091 号で依頼された本件に関して貴部と事務連絡を担当する職員を次のように決定したので、ここに通知するものです。

次

職名 本社青少年部顧問、ソウル特別市支社事務局長

姓名 李範錫

電話番号 office (3)9538, (3)3922

P54-57 英文

P58. 外務部

この間大統領閣下の裁可を仰聴中であつた「韓日会談で提示する在日韓人問題

を解決するためのわが側協定草案に関する件」は、大統領閣下が裁可なさった原本を 4292 年(1959 年)10 月 13 日外務部で受付けた。

P59.

外務部

4292 年(1959 年)10 月 9 日

外務部次官

景武台
秘書室 貴中

件名： 在日韓人問題に関して代表団に発送する訓令に関する件
頭の件に関して、4292 年(1959 年)9 月 18 日付稟議した に別添した通り
MEMORANDUM FOR THE DELEGATION AND TOKYO MISSION
(In Conducting negotiation on the problem of Korean Residents in Japan)を添付
して、韓日会談首席代表に訓令を発送するので、ここにその写本を上達するものであ
る。

後記： 本件に記載された **Memorandum for the Delegation and Tokyo Mission** は
4292 年(1959 年)10 月 8 日大統領閣下が柳泰夏大使、兪鎮午代表及び本職に、在日
韓人問題に関して日本側と交渉するにおいて、必要な事項を論事なされたお言葉を
訓令形式で精微表現したものです。

以上

P60.

次のような公文を発送。施行したら如何でしょうか。

長官 ㊤代 次官㊤ 政務局長㊤

檀紀 4292 年(1959 年)10 月 9 日起案

外政(ア)第 号

檀紀 4292 年(1959 年)10 月 9 日

稟議

外務部

貴下

件名： 在日韓人問題に対する訓令に関する件

頭の件、在日韓人問題に関して今後日本側と交渉するにおいて、われわれの立場
及び原則に関して別添のような訓令を代表団に発送するのがどうか、ここに高裁を
願うものです。

別添： 訓令文(全 7 枚)

P61.

外務部

ソウル

文書番号： 外政(ア)第 2150 号

日時： 4292 年(1959 年)10 月 9 日

発信者： 外務部長官

受信者： 許政 韓日会談首席代表

件名： 在日韓人問題に関するわが側協定草案に関する件

頭の件に関して政府は、先般代表団が建議した協定草案を検討し、これに修正

を加え、別添のようにわが政府の立場を確定したので、これに沿って日本側と交渉なさるように望み、この交渉においては下記各項を留意なさることを願います。

記

1. 代表団の建議案に含まれている、在日韓人が大韓民国の国民であることを確認する条項に対して、政府の見解としては現在韓日両国政府が、在日韓人問題全般に関する協定締結のために交渉を進行している事実を照らして、これは余りにも当然な事実なので、これを協定草案で成文化させる必要がないことなので、本草案では削除したのだが、わが代表団が本草案を日本側に提示する時には口頭でこの事実を明かし、また本協定が調印される段階に至った時は、本協定とは別途の適当な方法によって、この事実を相互確認することが必要だということと同時に明かさなくてはならないものである。

P62.

2. **4292 年(1959 年)9 月 10 日付外政(ア)第 1990 号訓令第 3 項及び Remarks** は本協定草案の内容に沿って修正されなければならないものなので、即ち日本に居住し続けようとする在日韓人の地位は、既に見た協定草案に規定されているので、ただ第 3 の問題即ち大韓民国に帰還もせず、日本にも残留しようとならない者の問題だけが、本協定発効後に初めて討議処理されなければならないが、これと併行して本協定に含まれている題 **Arrangements** のための交渉が開始されなければならない。

.

別添 : 1. **Draft Agreement between the Republic of Korea and Japan Regarding the Repatriation to the Republic of Korea of Korean Residents in Japan and Their Treatment in Japan.**

2. **Memorandum for the Delegation**

(本訓令は総枚数 7 枚である)

以上

P63-86

英文

P70.

日本いる外国人の国籍		1959.3.31	
韓国と朝鮮	613,811	スペイン	378
中国	44,988	オランダ	362
米国	10,192	ポルトガル	342
英国	1,618	スイス	340
ドイツ	1,252	インドネシア	304
カナダ	1,183	オーストラリア	259
インド	676	スウェーデン	258
フランス	609	ブラジル	245
イタリア	419	その他	2,746
フィリピン	382		

在日韓人の人口比率

大阪	142,795 人	20.99%
東京	82,354	12.1%

兵庫	67,870 人	9.98%
愛知	42,145	6.19%
福岡	35,805	5.26%
神奈川	32,829	4.83%
山口	28,612	4.21%

P87. 外政(ア)第 2168 号

檀紀 4292 年(1959 年)10 月 22 日
外務部次官

外務部長官 貴下

件名：在日韓人問題に関して代表団に発送した訓令に関する件

頭の件、今後わが代表団が在日韓人問題に関して日本側と交渉するにおいて基礎になる、わが側の協定草案及び基本立場に関して別添写本のように大統領閣下の裁可を得た後、現地代表団に訓令しようと思うのでここに報告するものです。

別添：同訓令文写本 1 通(総 7 枚)

以上

P88-98 英文

P99 外務部

着信電報

暗号

番号 MTB-240

日時 10301100

許 首席代表

柳 大使 貴下

11 月 2 日午前に開催することになっている第 22 次在日韓人問題委員会と、11 月 4 日開催することになっている第 11 次漁業委員会をそれぞれ 1 週間延期することが可能かどうか至急回示くださることを仰望します。

代表 兪鎮午

P100-107 英文

P108. 外務部

4292 年(1959 年)11 月 16 日

景武台

朴秘書官 貴下

別添電文の案、施行するのがどうか回示して下さるようになります。

外務部次官

崔 圭夏

P109-127 英文

P128. 外務部

外政(ア)第 2330 号

檀紀 4292 年(1959 年)11 月 25 日

外務部次官

駐国連代表部

外務部長官 貴下

件名： 韓日会談及び在日韓人の北送に関する最近の状況報告の件

頭の件、約 2 週間前に大略説明を上げたことがあります。その後これに関する情勢を要約して別添のように報告するものです。

別添：1. 韓日会談及び在日韓人の北送に関する現況

2. **Joint Communiqué** 草案写本

薫課長が持参

P129. 韓日会談及び在日韓人の北送に関する現況

11 月 25 日

1. 在日韓人問題に関するわれわれの基本的立場には何の変化もなく、これに関して日本側と交渉を進行し続けて来たが、条文全部に関して日本側と解決に至るには相当な時間が長く所要されるだけでなく、日本側がそれ程討議速度に関して大きく関心を表さない情勢下で、下手をすると在日韓人のいわゆる第 1 次送還船を出帆させるという 12 月中旬まで何もなせないまま、日本側の「北送」を既成化させてはならないので、政府は別添のよう内容の **Joint Communiqué** 案を早急に合意して、ここにまず在日韓人問題解決に関する基礎原則だけでも世間に公表することで、在日韓人北送計画に影響を与えようとしたものだ。
2. したがって **Joint Communiqué** 案は可及的短期間内に、可能なら今月末までにも解決して発表できるように、日本にいるわが代表団は全力を尽くしている。また万一これができれば在日韓人の心境に至大な影響を与えられるだけでなく、北韓傀儡と日本の間の紛争の導火線になるだろうと信じられる。
3. この **Joint Communiqué** 案に関して過去約 2 週間の交渉をした結果、日本側は共同発表をする自体には反対しないているが、ふたつの点において違う点があるが、そのひとつは補償支払に関して、補償という言葉を使うことを嫌がっており、またこの問題に関して両国間にどのような協約があっても、これを公表することを嫌がっている点にある。

P130.

交渉の経過から推して見ると、日本側は幾らかのお金を支払う用意があるように見えはするが、支払額に関してはまだ具体的な結論を得られないている。二番目は帰国する在日韓人の財産搬出と送金に関して、われわれの草案をそのまま受け入れるのには難色を表わしているが、全面的な反対はしないている。そして残りの問題に対しては特別な異議が今までは出ないている。

4. 現在日本側の前述したふたつの提案こそ、わが側草案が採択され政治的な効果を得るには必需不可欠な **clause** だ。しかし補償問題において、協約がなされれば必ずこれを公表する必要を主張する理由はないので、これを **Confidential Clause** にもできるし、したがって現在問題は財産搬出と送金が **Joint Communiqué** 草案問題解決に関する限り鍵になると見ることができる。
5. しかし比較的意見の差異が接近して行くにも関わらず、これ以上完結点にまでなか

なか進展がないのを見る時、日本が果たしてこの **Joint Communiqué** を公表する意思があるのか疑いが高まっている。事態がこのようになり、わが側が焦っている気色を見せる程、日本側は却って緩慢に出て、一方抑留者の相互釈放が韓日会談のこれ以上の進展に対する鍵という態度を見せている。これに関してわが側は、日本人漁夫を釈放することで共同声明草案問題が解決するならそれもあり得るが、抑留者相互釈放を先にするなら果たして、日本側が受けている心理的圧迫だけを取り除くだけで終わり、却って何の成果もないのではないかと憂慮される。また今後の正確な情勢と、日本側の意図を打診することに全力を尽くすだろう。

P131.

6. 一方駐ジュネーブ金溶植公使は引き続き ICRC と接触をしているが、彼の報告によると現在の日本の北送計画が、国赤の原則通りに進行しているかに対しては、国赤はまだ決定的な態度を表わすことをためらっているが、明白に在日共産系韓人たちの**圧迫**によってなされた登録が、事実上そうだという証拠を収集するのは困難なので、国赤に対する説得は大きな効果を表わせないでいる。
7. 最近、米国側は従来 of 態度に大きな変化を見せていないが、日本側の行動を甘く見てあげようという傾向がかい間見られ、また日本側の対米工作は相当な効果を得たものと見られる。このような状況下で日赤は、第1次送還船で **1,003** 名を輸送すると公言し、着々その準備を進行しているが、その日時を **12月14日** と定めており、最近ではこれによって在日愛国団体(民団)傘下愛国同胞たちと在日韓人共産系分子との間で多くの衝突が起きている。在日韓人北送問題に関しては、今後 **2週間** の期間が最も重要な時期と見ることができる。

P132-137

英文

P138.

外務部

4292年(1959年)12月2日

この案に基づいて、外務部次官、柳泰夏大使及び兪鎮午代表は大統領閣下に、韓日会談の今後の進行に対して説明した。

閣下から次のような要旨お言葉があった。

「日本人たちは交渉する時、彼らは初めは少ない所から始める慣習がある。それでわれわれとしては少なく始めてはならない。個人当たり考えて、万一人が来るのが少ないとみともないし、額数も減るからどの程度来るのか、それも考えて騙されないようにしなければならない。」

この会合で大統領は補償額数に対して深い関心を表わされた。

P139.

協議する諸問題

4292年(1959年)12月2日

在日韓人問題に関するわが側共同声明草案問題と抑留者帰国実施に関する問題は、次のような条項を大略して同時に、そして○○早急な日時に○○する。

1. 簡単な内容の共同声明書を発表するが、その趣旨は大略次の通りだ。すなわち『在日韓人が帰国するにおいて大韓国内定着に関し、また彼らが日本に残っ

- ている間、付与する待遇に関して原則的に合意を見た』ということ。
- P140. 2. 補償問題に関して一定額数の資金を支払するという日本側は、わが側に保障をし、同一な保障を米国側に与えていて、米国側はこれを記録してわが側にその記録をくれる。
3. 帰国する韓人が搬出する財産と送金する資金の問題等々に関しては、覚書交換または合意議事録等の形式で諒解事項を作る。
4. 抑留者の相互釈放と帰国に関して実施日時を定めて発表をする。
5. 前項の発表日時は現在では、刑期を満了した日本人漁夫は帰国させる。北韓行きを
- P141. 希望するという大村収容所に収容中の韓人問題に関しては、当分の間現状を維持する。
- 二 上記の諸事が解決され、日本側が米穀輸入問題などに関して、言約をする場合、わが側はこの機会に **4292年(1959年)6月15日** に取った経済措置を解除する。
- 以上

P142. 外務部
ソウル
文書番号：外政(ア)2574
発信者：外務部長官
受信者：第4次韓日会談代表団及び柳泰夏大使
件名：緊急な韓日間の懸案問題解決のための交渉要領に関する件

頭の件、在日韓人に関する問題及び抑留者の相互釈放問題等に関する従来の政府の立場を貫徹するために、日本側と交渉する要領を別添のように指示するので、その交渉の時期を失わないように最善の努力を尽くすように願います。

別添：Negotiation Strategy

P143-156 英文

P157. ソウル
文書番号： 日時：4292年(1959年)12月7日
発信者：外務部長官
受信者：第4次韓日会談代表団及び柳泰夏大使
件名：緊急な韓日間の懸案問題解決のための交渉要領に関する件

頭の件、在日韓人に関する問題及び抑留者の相互釈放問題等に関する従来の政府の立場を貫徹するために、日本側と交渉する要領を別添のように指示するので、その交渉の時期を失わないように最善の努力を尽くすように願います。

別添：Negotiation Strategy

P158-174 英文

P175. 外務部
着信電報 暗号 番号 MTB-302

東京
外務部次官 貴下

日時 12/9/9:00

貴電 **MT-1250** に関して。
前質問に関しては本人の情報 **TM-1338** 号マッカーサー大使の会談結果を参照なさって下さい。この問題に関してはその他問題に関して、日本側と結論が出次第再びマッカーサー大使と連絡することになりました。ふたつ目の質問に関しては昨日の晩 7 時から 12 時 30 分まで交渉しましたが、日本側が大蔵省の抵抗が強いと言ひ、外務省側は今日も関係省と説得交渉した後、今晚までには何らかの結論を出すようにしようというのには合意を見えています。今日東京時間午後 5 時から 6 時までの間に電話頼みます。

柳大使

P176-188

英文

P189.

外務部 文書

P190.

1959.10.9 2 時 15 分から 25 分まで

対話者 陳 参事官
崔 次官

崔次官：こちらの状況が到底 10 日以後に延ばせないの、10 日の内にするようにしなければならぬのに情勢は如何か。

陳参事官：良く知っています。今すなわち 2 時 30 分から霞友会館で伊関と大使及び兪代表が会っている最中です。今夜 10 時に出る案は最終案なので、そのまま認めてくれなければなりません。直される余裕がありません。それで明日午前中に法的地位委員会を開き、as a matter of formalityを確認するようになります。

P191.

崔次官：note verbale ですのだよ。または agreed Minutes でするのは。

陳参事官：今の予想は agreed Minutes でして決定した柳大使(alternate chief delegate)が sign するようになります。今日の夜午後 10 時に出る電報は final なものです。

崔次官：それでは無電士を待機させます。

P192-232

英文

P233.

外務部

着信電報

暗号

番号 MTB-309

東京

日時 12 月 11 日 18:30

外務部長官 貴下

政府の指示により(TM 1268)ノートバブルを提出しようとして山田次官に会って行動を取ります。藤山は国会に出席中です。

柳泰夏大使

P234-247

英文

P248. 柳大使 貴下 FTB 324
代 CLN MTB 308 PD NO. 10
503 電文は貴下の今までの交渉に対する話ではなく、FTB501 号訓令は重要複雑なものなので特別に慎重を期して欲しいので、そう了解されることを願います。
長官

P249-251 英文

P252. 外務部
着信電報 暗号 番号 MTB-308
日時 12 月 11 日 18:00

外務部長官 貴下
代 : FTB-503.
今まで政府の訓令なく何の行動もしたことがありません。今までの報告は日本側が言ったことと提案をそのまま報告しただけで、それを承認したという意味では絶対にありません。それなので少しも心配なさないことを願います。
柳大使

P253. 韓日代(政)第 238 号
檀紀 4292 年(1959 年)12 月 10 日
駐日大使

外務部長官 貴下
件名 : 「在日韓人に関する問題」に関する韓日間の共同声明案及び合意議事録案及び抑留者相互釈放に関する共同声明案送付の件
頭の件、無電第 TM1253 号で既に報告したことがある、「在日韓人に関する問題」に関する韓日両間の共同「コミュニケ」と合意議事録などの日本側最終案を、別添(1)で送付します。
また抑留者の相互釈放問題に関しては、無電 MTB-303 号で報告したことがありますが、12 月 9 日に行われた両側交渉で、在日韓人問題に関する共同声明発表時には、同時に相互交換実施に簡単な発表をすることで意見の一致を見たことがあるが、今日(12 月 10 日)別添(2)のような共同発表案が日本側から送付されて来たことを合わせて報告します。

P254 英文

P255. Top Secret 1959.12.11
電話箋 p.m 7:00
陳 参事官
500 号及び 501 号訓令を今日午後 6 時 30 分(JST)に柳大使が山田次官に会い、そのまま実施しました。
すると、
① 500(note verbale)号に関しては嚴重抗議したところ、遺憾なこととだけ山田は言ったそうです。
② 501(ICJ)号に対しては、山田の言葉が study して回答するとだけ言ったそう

です。(非公式に
P256. 言うには、その前に他の問題は ICJ に行かないと言ったのに、何故これだけ
持って行く言うのか?と言ったそうです。
崔 次官
良くわかりました。

P257-269 英文

P270. 次のような公文を発送。施行したら如何でしょうか。
長官 次官委任事項 次官 OK 政務局長[㊟] ア州課長[㊟] 起案者[㊟]
檀紀 4292 年(1959 年)12 月 15 日起案
檀紀 4292 年(1959 年)12 月 15 日決済
外政(ア)第 2591 号

檀紀 4292 年(1959 年)12 月 15 日
外務部長官

在外公館長 貴下
(駐日代表部除外)

件名： 在日僑胞強制北送に関する対日抗議口上書写本送付に関する件
頭の件に関して去る 12 月 11 日日本政府の在日僑胞集団送北計画に抗議する別
添口上書を駐日代表部を通じて日本政府当局に伝えたので、ここに同口上書写本を送
付しますので、貴公館執務参考に持っていただきたいと望みます。
別添書類・・・駐日代表部抗議口上書
英文、韓国語文 各 1 部

P271-274 英文

P275. 口上書

大韓民国駐日代表部は日本外務省に敬意を表し、在日韓人を共産政権の不法的
な占領下にある北韓地域に集団「送還」させようとする、日本政府の企図に対する
韓国政府の立場を闡明した 1959 年 2 月 13 日付代表部口上書に言及する栄光を持つ
ものである。

前記した口上書で、大韓民国駐日代表部は日本政府に対して明確な文句で、韓
国政府はすべての可能な口実で正当化しようという努力をしながら、在日韓人を集
団的に「送還」させようとする日本政府の計画に強力に反対するという事実、日本
政府の「送還」計画は事実上「強送」計画であり、これは韓日関係を破壊しよう
という悪意の意図から、北韓傀儡政権が始めた政治的陰謀に過ぎないという事実、在
日韓人は嘘で溢れた甘言異説で計画的に買収され欺瞞されているという事実、在日
韓人のほとんどが日本に移住することになった特殊な内部事情から見て、彼らに長
年の苦勞に対する適当な補償もなく日本から追い出すのは最も非人道的だという事
実及び大韓民国政府は韓国内の唯一の合法政府として、在日韓人を保護する正当な
権利と責任があるという事実を明白にしたのである。

日本政府は前記、大韓民国駐日代表部のこのような抗議に少しも耳を傾けよう
とはせずに、共産政権の不法的な占領下にある北韓地域に在日韓人を強送するため

の計画を急速に進行させたという事実を遺憾に思う。

藤山愛一郎日本外務大臣が大韓民国曹正煥外務部長官に送った **1959年3月4日** 付書簡で、「・・・日本政府はこの問題に関して、韓国政府と協議し続ける用意がある・・・」と述べた以後、韓国政府は累次日本政府に対して、その立場を再考することを

P276.

くり返し要請して来たし、万一この計画的な強送計画を、日本政府が敢えて実行する場合に招来するかも知れない、重要な結果に関して日本政府に注意を喚起させて来た。

しかし在日韓人に関する問題を、最も友好的な方法で解決しようとする韓国政府の真剣な努力にも関わらず、日本政府の委嘱を受けた日本赤十字社はいわゆる北韓傀儡赤十字と交渉を始め、**1959年8月1日** にはいわゆる「在日韓人送還」に関していわゆる協定を締結した。日本政府は表面上では日本赤十字社が受け持っている仕事で何等関連がないと仮装しているが、日本赤十字社が受け持っている在日韓人北送関係の仕事のために日本政府はその予算から約 **460,000** ドルに該当する日本通貨を事実上補助したということは周知の事実だ。また前述したいわゆる「送還協定」は「送還」される韓人の財産権の問題に関して、「送還」される韓人は「日本通貨で **45,000** 円ずつ持って行ける」と規定した。このような約束は言うまでもなく、日本政府の事前了解と積極的な協力なしには施行ではないし、また日本政府は初めから前述した北送計画を決定し、強送計画があつて重大な役割を担当して来た。

しかし韓日間に添加される緊張状態の原因を除いて、進んで極東においての平和と安全を維持しようという精神から、韓国政府の同意で日本政府だけが責任を取るべき事由から中断せざるを得なかった韓日会談が再開した。

このようにして **1959年8月12日** 以後再開された韓日会談で韓日両国代表は、韓日関係を悪化させる主要原因になって来た在日韓人に関する問題を、優先的に討議することで合意をみた。以後公式に、非公式に開かれた討議期間中、韓国政府はその困窮の責任が全面的に日本政府にある自由人たちを共産奴隷に追い込もうという無謀な企図を、

P277.

日本政府が真心から再考することを提議しながら日本政府と交渉をして来たし、また在日韓人問題は **1957年1月31日** の合議議事録の合意事項に厳格に基づき、大韓民国政府との回答を通してのみ解決できるし、またそうでしかあつてはならない点を何度も強力に強調して来た。

上のような日本側の企図は、合議議事録の公然たる違反であることに疑いの余地がない。この合議議事録は当時の大韓民国駐日代表部首席金溶植大使と藤山愛一郎日本外務大臣が各々自分の政府を代表して、**1957年12月31日** 現在進行中の第4次韓日会談で解決するために処理する議題を正式に合意したものだ。このような議題には次のような事項が含まれているので、日本外務省に注意を喚起する。

(・・・・・・・・・・・・・・・・・・非公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・)

以上のような合議議事録の部分の忠実に解釈した結果、大韓民国政府は現在日本に居住している在日韓人をできる限り多く日本国外に追放しようという政治的目的を、一方的に恣意的に強行している日本政府の態度を理解するのに苦心せざるを得ない。

また **1959年8月28日** 在日韓人に関する問題の解決方途に関して、韓日会談両国代表が共同声明を発表した時、日本側は在日韓人問題を取扱うにおいて三つの項目があることを確認することに合意したことを想起するが、即ち、**(1)**日本に居住することを望む韓人、**(2)**韓国への帰還を望む韓人、そして**(3)**日本に残ることを望まず、

大韓民国への帰還も望まない韓人(万一そんな人がいたならば)である。韓国政府は前記共同声明書で言及された三つの討議事項の確認は、1957年12月31日の合議議事録第3条の

P278. 解釈と適用の論理的な結果に過ぎないという見解を持つ。

外交会談席上で採択することに相互間合意をみた、前記三つの意思を確認した時から、大韓民国はすべての問題が最終的に解決されることを大きく期待しながら、この三つの項目を解決するように努力を続けて来たが、日本政府はこれに対してただ誠意と遅延作戦で対して来た。

大韓民国政府の期待に反して、また失望したことは最近の情勢は日本政府が北送兇謀を諦めるどころか、実際に陰謀を実行しようという段階に突入したように見られる。大韓民国政府は日本政府が、本当に在日韓人の一方的な強送を実行しようとするのか知ろうと思う。これに対して韓国政府は外交会談が進行しているこの時に、同会談の議題で採択することに両当事国が合意した議題を、どうして一方的に処理できるのかに関して日本政府の十分な説明を要求せざるを得ない。したがって万一日本政府がこれに関して本当に一方的な行動を取る意向があるなら、大韓民国政府はそのような行動は極度に悪化するかも知れない韓日関係を予見しながら、現在進行中にある外交会談を破壊しようという意図から出たものとしは見られない。

事態がこのようなのに照らして、大韓民国代表部は一方的に在日韓人を追放しようという日本政府の継続的な努力に対して、最も強力な抗議を提起すると同時に日本政府に対して、現在の不健全な事態が両国間の関係を徹底的に悪化させる方向に進展しないように、緊急に協調を要求するものである。また大韓民国代表部は日本政府が一方的に在日韓人を、共産治下の北韓地域に大量強送することで起こるかも知れない、どのような重大な事態に対しても日本政府だけが責任を取らなければならないということを明かすものである。

P279-289 英文

P290. 外務部

発信電報

暗号

番号 FTB-338

日時 4292(1959)12.17.

韓日会談代表団貴下

大統領から韓日会談代表団に対して次のような論旨があったので、ここに伝えます。

「新年も近づいたが前に大きな仕事が置かれているので、われわれとしては新旧年を穏やかに座って送迎できないのだから、逆にそこに残っていることが日本人に口実を防ぐのに助けになるだろう。」

長官

P291.292. 英文

P293. 外務部

着信電報

暗号(サービス)

番号 TM-12113

日時 18/21:20

崔 次官 貴下

今日(12月18日)午前に兪鎮午博士と一緒に日本アジア局長に会い、午後
に駐日米穀大使に会った内容に関しては、大体電話でお話した通りで、詳細な
ことに関してはパウチ便で送る報告書を参照していただくように願います。

柳大使

P294.

発信電報

外務部
暗号サービス

番号 FTB-342
日時 4292(1959).12.18.

柳大使 貴下

今日日本側と会った結果と、合意に到達できる展望に対して、是非知らせ
て下さればありがたいです。
明日の朝、景部台に行って報告を上げる予定になっていることを参考にお知
らせいたします。

崔圭夏

P295-299

英文

P300.

着信電報

外務部
O.R.D.

番号 TN-12135
日時 23日 18:35

外務部長官 貴下

当地12月23日毎日新聞夕刊報道によると、23日開催された日本参議院会議で社
会クラブ松浦の緊急質問で、韓日間問題に関する論議があった等の内容は、次の通り
なので報告いたします。

(松浦・・・1)韓国は無条件で韓日会談の再開を提議したが、北朝鮮送還が始まると急
に態度を変えた。李承晩外交を政府はどう見ているのか？

2) 韓国は抑留漁船員を日韓交渉を有利にする人質としている。国連及び国際赤十字
に提訴したらと思う。

3) 在日韓国代表部を退去させる勇氣はないのか。

岸首相・・・1) 抑留者漁船員の早期返還は、あらゆる手段を研究して実現するよう努
力している。日韓交渉によりある時には年内送還の可能性もあったが、現在再び難し
い状態になった。

2) 送還に関して赤十字国際委の介入があるので、今即時に国際機関に提訴して、交渉
を全部切ってしまうのは適当でない。今後も早期返還のために努力すると同時に、漁
船員の家族に対する措置も万全を尽くす考えだ。

3) 在日韓国代表部を即時に退去させるのは適当でない。

駐日大使

P301-305.

英文

P306. 韓日代(政)第246号

檀紀4292年(1959年)12月24日

駐日大使

外務部長官 貴下

件名：在日韓人北送問題に関する件

(12月22日付 TM 12127号から続く)

(12月22日付 TM 12128号から続く)

頭の件、第二次世界大戦終結以後に日本へ密入国した韓人の内42名が、いわゆる第二次送還船便で以北に送還されたという報道に関しては、政府の指示によって同事実余否の解明を要求すると同時に、これに抗議する口上書を当代表部で作成、去る12月22日日本外務省に伝えたことに関しては、連号電文で既に報告上げて来ていますが、同日本外務省に伝えた当代表部口上書PKM-26号写本一通を別添送付しますので査取なさり願います。

P307.308.

英文

P309. 韓日代(政)第247号

檀紀4292年(1959年)12月24日

駐日大使

外務部長官 貴下

件名：在日韓人問題に関する件

(12月23日付 MTB 332号から続く)

(12月23日付 TM 12137号から続く)

頭の件、在日韓人問題に関する日本側の「合意議事録」草案に関しては、既に連号電文で報告上げて来ましたが、同日本側案の英文写本一通を別添送付しますので査取なさり願います。

P310-334

英文

P335.

外務部 政務局

発信

暗号電文

番号

日時

STATEMENT (文化財関係)形式で受け出せば、より堅固なようです。
(以下余白)

P336.

韓日代(政)第246号

檀紀4292年(1959年)12月24日

駐日大使

外務部長官 貴下

件名：韓日間相互送還に関する交渉経緯中間報告の件。

(無電 MTB-341号の続き)

頭の件に関しては連号無電で報告差し上げたことがあります。当代表部では今日(12月28日)両側非公式会合で韓国側代表が韓日連絡会議(Working Committee)で声明する内容の案を別添写本のように日本側に提示したところ、日本側で次のような2個の希望事項を表明して来たのでここに報告差し上げます。

記

日本側の希望事項

1. 釜山収容所に抑留されている日本人漁夫の送還は、その数が少ないのでこれを1回で一度に行う。
2. 大村収容所に抑留されている韓国人密入国者の送還は、その数が多い点と技術的理由から2,3回に分けて一定期間に行う。したがって日本側の一方的声明内容は、すなわち次の通りだと日本側がわが側に提示した。

The Japanese Government will carry out the repatriation of Koreans in Omura between _____date and _____date.

P337-356

英文

P357.

外務部

着信電報

ORD.

番号 TM-12176

日時 12月29日 22:10

外務部長官 貴下

貴電：MT-12182号は李濤代表に伝え極力引き止めたが、本人がどうしても帰国すると明日の朝出発するというので、そうお知らせ置きます。

交替首席代表

P358-386

P387.

外務部

着信電報

O.R.D.

番号 TM-0107

日時 7日 11:40

東京

崔 次官 貴下

MT-0111号電報はきちんと受け取って見ました。貴下の意見通りにそのままするのでお知りおき下さい。

お頼みしたい話は景武台朴秘書官が、私が来週水曜日頃に帰国するとご存知でしょうし、このような事情から延期になったことをすぐにお知らせ下さい。

そして在日韓人問題委員会日本側首席代表勝野がセイロン大使に転出することによって、後任任命などの日本側の事情もあり会談再開は2月2日ないし3日頃にしたらどうか今日中に電話ないし電報で通知して下さいように願います。

柳大使

P388

外務部

発信電報

O.R.D.

番号 MT-0119

日時 1月7日 14:15.

柳大使 貴下

代 TM-0107

貴下のMTB-001建議に基づき、既に上部に稟議案を上げたので、その結果を待っている最中なのでそのようにお知りおき願います。

崔 次官

P389-409

英文

P410.

外務部 政務局

発信

暗号電文

仮番号 IM-0254

暗号番号 MTB-41

発信日時 17日 18:30

受信人：崔 次官

発信人：柳大使

鄭寅錫在日居留民団中央総団長が中層屋舎借り入れ代金政府補助交渉に現在ソウルに滞在中だが、この交渉が上手く進捗しないと、こちらで色々流言飛語が回っているが本件が如何に進行しているのか、その真相をすぐに回示していただくことを望みます。(以下余白)

P411

外務部 政務局

発信

暗号電文

仮番号 TM-0255

暗号番号 MTB-42

発信日時 17日 20:20

受信人：長官

発信人：柳大使

これから進行される韓日間抑留者相互釈放に関連して、次の事項に関して指示していただきます。

1. これから韓日間抑留者相互釈放が実現された時には、共同発表日時現在の収容者を送還することになるのか、現在に大村収容所には、昨年日本側から手渡された8月20日付名簿にある韓人の他に多数がその後収容されたが、彼らその後に収容された不法入国者も同送還に含ませるのかどうか。
2. 相互送還はMTB-341号及び昨年12月28日付韓日代第250号で報告差し上げた通りにの要領で実施するが、実務者会議で両側が各各例えば次のような内容で発言するのはどうでしょうか。

KOREAN SIDE : THE REPATRIATION TO JAPAN OF THE JAPANESE FISHERMAN WHO HAVE SERVED OUT THEIR SENTENCES AS OF THIS DATE WILL BE CARRIED OUT ON OR AROUND MARCH 1.

JAPANESE SIDE : THE JAPANESE GOVERNMENT WILL CARRY OUT THE REPATRIATION OF KOREANS IN OMURA BY MARCH 15 (FOR INSTANCE) STARTING ON OR AROUND MARCH 1.

3. 相互送還に関する事項が合意される場合には、日本人漁夫の名簿を日本側に手渡そうと思うが、去る12月28日付外政(ア)第2654号で送付していただいた被収容日本人漁夫の名簿を(166名)そのまま日本側に手渡しても可なのかどうか。(以下余白)

P412-416

英文

P417.

外務部 政務局

発信

暗号電文

発信番号 FTB-49

受信人：駐日大使

発信人：次官

参照 MTB-41

在日居留民団中央会館の建物はこれを政府所有として買い入れる予定で、その代金は当部歳出予算の中で支払いできるように手続きを受けた後、既に景武台に稟議し閣下の裁可を待っている最中なのを極秘非公式にお知らせします。

P418.419.

英文

P420.

外務部 政務局

発信

暗号電文

発信番号 FTB-50

受信人：駐日大使

発信人：長官

コメ輸出問題に関して次の事項を留意されるように願います。

1. 日本側の玄米希望云々に関しては、わが国で玄米の大量生産は可能ではなくしたがって輸出が可能ではない。
2. 価格に関して「台湾米より安くないこと」云々程度の日本側評価に、当地では驚いている。
3. おコメの見本は早急に得て送付するようにします。
通商局に措置要請の計

P421-425

英文

P426.

外務部

外政策

号

檀紀 4293 年(1960 年)2 月 23 日

外務部長官

駐国大使 貴下

在日韓人に対する補償金支払に関する件

頭の件に関して入手した情報によると、米国政府側は次のように考えていると伝えられているが貴下の極秘参考に、ここに要旨を送付するので知っておいて下さい。

(情報の要旨) “ **Japan would make no further concessions nor more than 1,500 dollars per family of five or six, to be paid after the restoration of diplomatic relations and conditioned that it was not linked to the repatriation question.** ”

P427

外務部

外政策

号

4293(1960).2.

外務部長官

駐国大使 貴下

在日韓人に対する補償金支払に関する件

頭の件に関して入手した情報によると、米国政府側は次のように考えていると伝え

られているが、その信憑性が確認できてはいないが貴下の極秘参考に、ここに要旨を送付するので知っておいて下さい。

(情報の要旨) “ **Japan would make no further concessions nor more than 1,500 dollars per family of five or six, to be paid after the restoration of diplomatic relations and conditioned that it was not linked to the repatriation question.** “

P428 英文

P429. 外務部 政務局

発信

暗号電文

仮番号 FTB-57

発信日時 4293(1960).2.23.

受信人：駐日大使 貴下

発信人：長官

代号 MTB-46PD.

本部が聞くところによれば、わが国で玄米は大量生産の施設がなく、したがって大量輸出が可能ではないというが、技術的な事情に関して関係当局に照会中なので照会が終わり次第、再び通報いたしますのでそのようにお知らせいたします。

P430. 檀紀 4293 年(1960 年)2 月 23 日

外務部長官 貴下

前略

お問い合わせの玄米輸出は到底不可能だということです。解放後、玄米施設がほとんど不必要になり現在各機械、それがその施設○○で玄米機械が共に困難な形状です。対日輸出は断念なさるよう推進させていただくことを望み、「玄米輸出可能與不可と共に討議して近日中に報告します。

P431. 外務部

電話箋

1960 年 2 月 23 日 p.m5:40

朴道彦次官 発言

秘密裏に調査したところによると、玄米の多量輸出は不可能である。だから玄米の話は諦めるのが良いようです。

崔 次官

良くわかりました。

P432.433 英文

P434. 米穀対外輸出に関する建議

韓国米穀輸出協議会

P435. 米穀対外輸出に関する建議

政府で日本・琉球に○外○に対して米穀輸出を計画されるのにおいて、本協議会は多年間建設業を営為して来た経験から機械を国内標設の琉球○○と対琉球 5,000 左記事項と別紙

P448 まで米穀対外輸出関係だがほとんど判読困難

P449-451

英文

P452.

外務部 政務局

発信

暗号電文

発信番号 FTB-59

日時 4293(1960).2.25.

受信人：駐日大使 貴下

発信人：長官

わが国で玄米の生産が可能かに対する照会
に対して、農林部長官の回報によれば玄米の生産は施設がなく、技術的に可能でなく、
したがってわが国は玄米の輸出能力はないので、そうお知りおき願います。(以下余白)

外務部

4293(1960)年 2 月 25 日

この電文は 4293(1960).2.25 日臨時国务会議で農林部長官が証言したところにより
草案されたものである。

P453-473

英文